

		ページ				
I	静岡	県の取組経緯	1~3			
П	これま	での課題と対応(H25まで)	4~16			
Ш	静岡	17~23				
IV	行政	24~26				
	新たな	27~48				
V	(1)	指定管理者制度の導入効果	(28~36)			
	(2)	(37~45)				
	(3)	(46~48)				
	(参考資料1)平成28年度 公募予定施設 49					
	(参考資	資料 2)指定管理者制度導入施設一覧	50~51			



Ⅰ 静岡県の取組経緯

左 庇							
年度	法律改正 	静岡県の取組	手引改訂				
15	地方自治法の一 部改正	_	_				
16	_	指定管理者制度導入開始 【導入第1号施設:東部地域交流プラザ、西部地域交流プラザ】	_				
17	_	「指定管理者制度の手引」の作成	_				
		i i					
22	_	・「ふじのくに行財政革新戦略会議 大綱策定分科会」での検討・「包括外部監査」の実施	_				
23	_	指定管理者制度運用検討委員会 ・次期指定管理者選定時における実績評価	0				
24	_	(安全確保対策) ・専門家による講習会 ・専門家を活用した実地での助言指導	0				
25	_	(労働関係法令順守) ・労働関係法令順守に関する一斉点検 ・労働関係法令点検マニュアルの作成	0				
26	_	(「指定管理者制度導入施設における運営状況等調査」の実施) ・制度運用における P D C A サイクルのより効果的な運用 (県と市町による「行政経営研究会」の設置) ・公民連携・協働の持続について県と市町による研究	0				

・公の施設の数

(平成27年4月1日現在)

-	/	+ ⊬=n		トー / Jェロッに正/
区	分	施設数		合計
 (1)指定管理者制度 	43			
(2)店営の佐売	ア 制度導入に個別法の 制約がない施設	48	EC	239
(2)直営の施設	イ 制度導入に個別法等 の制約がある施設	8	56	239
(3) 県営住宅 (公営住宅法による管	14	0		

[※] 公の施設の数について、平成18年8月及び21年5月に総務省が実施した「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する 調査」の対象区分による。

・新規導入施設の導入年度 ※新規導入のあった年度のみ表示

	H16	H17	H18	H19	H21	H22	H23	H24	H26	H27	計
導入施設数	2	5	31	2	2	2	(Δ1)	(Δ2)	1	1	43

※ 平成23年度末民営化した施設:伊豆医療福祉センター

[※] 平成24年度末廃止とした施設:東部地域交流プラザ、西部地域交流プラザ(2施設)

·制度導入効果

◆指定管理者導入施設利用者数

17年度:430万人→26年度:683万人 ※1.58倍に増加

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
利用者数 (千人)	4,298	4,801	5,087	4,988	5,021	6,131	6,210	6,311	6,286	6,825

- ◆指定管理料は約46億円(27年度当初予算)、**直営時と比べて約10億円** の経費削減効果 ※17.7%削減
- ◆指定管理者導入済みの各施設でサービス向上への様々な取組を実施
- ・指定管理者導入施設 サービス向上への取組例

施 設 名	取 組 内 容
富士山こどもの国	年間パスポートの発行、割引券付イベントパンフレットの配布、年末年始の開園日の拡大 ほか
男女共同参画センター	多目的実習室利用料金の値下げ、貸し出し時間の短時間延長の承認、 祝日の開館 ほか
草薙総合運動場	ジュニアスポーツ教室等の実施、トレーニング室へのインストラクターの配置 ほか

3

Ⅱ これまでの課題と対応(H25まで)

指定管理者制度運用検討委員会

- 1 指定管理者制度導入から7年が経過し、運用における課題の顕在化
- 2 有識者会議や包括外部監査における様々な 観点からの提言や意見



検討委員会の設置へ(平成23年度)

平成23年度に本県の制度運用に精通した専門家等からなる「指定管理者制度運用検討委員会」を設置して、制度の大前提である「利用者の安全確保」をはじめ、「公募・非公募の考え方」や「指定期間」、「実績評価の考え方」について計6回にわたり検討し、運用指針である「指定管理者制度の手引」を改訂した。

指定管理者制度運用検討委員会(23年度)

敬称略、50音順

氏名	役 職 等
和泉 清明	公認会計士·税理士
◎北大路 信郷	明治大学公共政策大学院教授
高木 敦子	有限会社アムズ環境デザイン研究所代表 ほか
高橋 節郎	財団法人静岡経済研究所常務理事
武井 勲	一般社団法人実践リスク・マネジメント研究会理事長 ほか
橋本 裕子	弁護士
〇日詰 一幸	静岡大学人文学部教授

◎:委員長、○:副委員長

富国有徳の理想郷―しずおか ふじのくに



検討委員会での検討内容(23年度)

区分		検討テーマ
	1	公募・非公募の考え方
募集に係る	2	次期指定管理者選定における実績評価
事項	3	の考え方
	4	
運営に係る	(5)	利用者の安全確保
事項 	6	

当時の問題意識

- ① 非公募選定の施設類型に関する記載がない。
- 指定期間の設定にばらつ

 ② きがある。

公募:3~5年、非公募:3年

実績評価結果を次回選 ③ 定時に活用する仕組み等 が未導入。

改訂への考え方

公募を原則としつつ、非 ① 公募を考えられる施設を 明確化したい。



- ② 最適な指定期間を設定の考え方を整理したい。
- 評価結果を次回選定時 ③ に活用する仕組みを構築 したい。

富国有徳の理想郷―しずおか ふじのくに

7

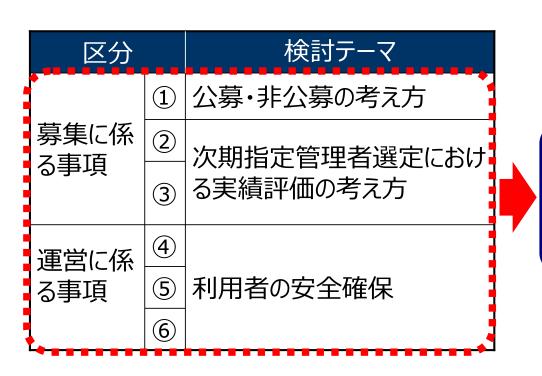
主な改善点

①公募·非公募	文化振興や社会福祉、特殊な基盤施設等で、以下に該当する施設は、非公募での選定も考えられる。 ① 高度な専門性が必要 ② 県施策との一体性が必要 ③ 設置・運用形態が特殊
②指定期間	・公募、非公募の区分なく、 <u>5年を目安</u> ・施設の性格や実情を勘案し最適な期間を設定
③実績評価の 仕組み	・目的の違いから「 <u>年度評価</u> 」と「 <u>期間評価</u> 」に区分 ・期間評価の結果が優秀な場合は、 <mark>次回選定時に加点</mark> (導入は任意)

検討委員会での検討(23年度)

区分		検討テーマ
	1	公募・非公募の考え方
募集に係る	2	次期指定管理者選定における実績評価
事項 	3	の考え方
	4	
運営に係る	(5)	利用者の安全確保
事項	6	

富国有徳の理想郷-しずおか ふじのくに



指定管理者 制度の手引 の改訂

富国有徳の理想郷―しずおか

具体的取組1: 専門家による助言・指導(24年度)

目的	各指定管理施設における危機管理体制の検 証及び見直し
対象施設	特に安全管理上のリスクが高いと考えられる野 外活動施設等
実施方法	安全管理の専門家が施設の状況を実地確認



10施設で、141箇所の指摘事項(24年度)

富国有徳の理想郷-しずおか ふじのくに





助言·指導例

【体育施設】

- ・2 階の観客席の柵の 高さが不十分
- ・注意喚起の表示も見え づらい

具体的取組2: 労働関係法令遵守に関する取組(25年度~)

問題意識

※25年度の取組

労働関係法令については、指定管理者自らが遵守すべきものであるが、労働環境の悪化は指定管理者制度導入施設における県民サービスの質や利用者の安全確保にも影響しかねない重大な問題である。



適切な労働環境の確保を図る必要がある。

富国有徳の理想郷 – しずおか ふじのくに

13

労働	労働関係法令遵守の一斉点検方法について(25年度)						
時期	平成25年12月から平成26年3月						
対象	指定管理者制度導入施設41施設						
方法	賃金や労働時間等15項目について、まの労務管理状況を調査票に記載し、リクし、法令に照らし合わせて改善が必要地調査の実施または相談会での疑義を指導を行う。	具はその回答をチェッ 要な点があれば、現					
協力先	静岡県社会保険労務士会						
		10700 2000000000000000000000000000000000					

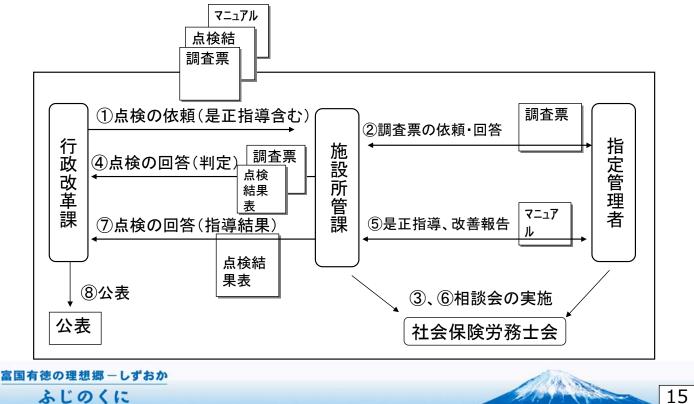
マニュアルも作成し、活用し ました。



指定管理者制度導入施設に 対する労働関係法令点検 マニュアル

> 平成25年12月 作成 静岡県経営管理部行政改革課

手順(25年度)



結果(25年度)

14施設において21件の要改善事項が判明

改善指導内容	件数	要改善事項例	
労働基準監督署への 届出等	3	就業規則を作成しているが労働基準監督署に届出を 行っていなかった	
各種規定の整備	8 育児・介護休業の規定が整備されていなかった		
賃金支払い方法の改善	7	賃金から、法令及び労使協定を結んだもの以外のもの (親睦会費等)が控除されていた	
その他 3		期間に定めのある労働者に、労働契約の更新の有無 等が明示されていなかった	
計	21	_	

Ⅲ 静岡県の制度運用状況

静岡県行財政改革大綱での位置付け

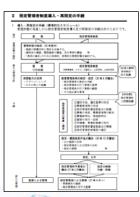
公の施設の管理運営について、利用者の安全を最優先に配慮しながら、県民サービスの質の向上と適正かつ能率的な運営を図る観点から、 指定管理者制度が最も適切であると判断した場合は、<mark>制度を積極的</mark> に活用する。

また、利用者満足度の向上等を図るため、適切な制度運用を行う。

静岡県のガイドライン 「指定管理者制度の手引」







富国有徳の理想郷 – しずおか ふじのくに

17

指定管理者制度の手引:構成

- I 指定管理者制度の概要
- Ⅱ 指定管理者制度導入・再指定の手続
- Ⅲ 管理形態の検討
- IV 設置管理条例の制定・改正
- V 募集要項等の作成
- VI 募集
- VII 審査、選定及び指定
- VIII 指定管理者による管理の開始
- IX 指定管理者制度における実績評価
- X 指定管理者制度導入における利用者の安全確保
- VI 指定管理者制度導入施設における労働関係法令の遵守

富国有徳の理想郷 – しずおか ふじのくに



指定管理者制度の手引:特徴1「審査委員会の設置」

目的

候補者の選定にあたって、公平性、透明性を図るため、外部有識者等による審査委員会を設置する。

体制

施設ごとに設置し、学識経験者や税理士、公認会計士等で構成される。

審査 方法 施設の設置目的を効果的かつ能率的に達成することができる提案を適切かつ迅速に審査する。

富国有徳の理想郷―しずおか ふじのくに

19

指定管理者制度の手引:特徴2「外部評価委員会の設置」

目的

施設の設置目的の達成やサービス向上を図るために指定管理者の管理実績を客観的に評価を行う。

体制

施設ごとに設置し、学識経験者や税理士、公認会計士等で構成される。

評価 方法

「年度評価 と「期間評価 を実施。

優秀な管理実績を次期選定時の評価に 反映させる仕組み

<評価結果等の加点割合(目安)>

期間評価の結果	左記の目安	次回選定時における 加点割合(上限)	
管理実績が特に優秀	評価時総配点の90%以上	選定時総配点の10%以内	
管理実績が優秀	評価時総配点の80%以上	選定時総配点の 5%以内	

富国有徳の理想郷―しずおか ふじのくに

21

指定管理者制度の手引:特徴3「利用者の安全確保」

区分	手引記載内容			
基本的な考え方	・利用者の安全確保については最優先に対処する必要があること ・平常時から危機の未然防止に最大限努めること ・連絡体制の整備や計画の作成、訓練の実施などの備え ・利用者が安全かつ安心して利用できる環境を整備			
施設運営面での取組	・想定される危機の把握・危機管理体制の構築・危機対応計画・マニュアルの作成・研修・訓練の実施・点検・予防の徹底			
制度運用面での取組	 ・募集要項 (県と指定管理者の役割分担、負担区分の明確化) ・審査 (「危機管理の取組」審査を義務化) ・協定書 (危機管理に対する役割分担等を明記) ・引継 (県立会いによる現地での引き継ぎ) ・管理運営状況の確認 (情報共有と現地調査の実施) 			
施設の維持管理面で の取組	・施設修繕における県と指定管理者との負担区分の明示 ・計画的な施設修繕			

指定管理者制度の手引:特徴4「労働関係法令の遵守」

1 募集要項

募集要項に、公の施設の管理を行うにあたり必要な法令等を記載しますが、その中で、労働基準法等の労働関係法令を遵守する旨を具体的に明記します。

2 協定の締結時

県と指定管理者とで締結する協定書の中にも、指定管理者が労働 基準法等労働関係法令を遵守する旨を具体的に定めます。

3 管理開始後の取組

労働関係法令遵守の点検の実施。

富国有徳の理想郷-しずおか ふじのくに

23

Ⅳ 行政経営研究会の設置(平成26年度~)

今後予測される人口減少、厳しい行財政環境…



地域全体の力を向上させる必要



(市町・県問わず) 地域全体の行財政運営の効率化・最適化

(その手段として) 市町・県などの連携を推進するプラットフォームが必要

(その具体的手段として)市町と県による<u>「行政経営研究会」</u>(26.4.24設置) 市町と県とで共有する行政課題の解決に向け検討

【部会】

- A ファシリティマネジメントの推進
- C 教育行政における市町間連携の推進
- E 公民連携·協働

- B 自治体におけるクラウド等ICTの利活用
- D 地方公共団体間の連携
- F 行政評価手法の検討(27年度設置)

富国有徳の理想郷-しずおか

ふじのくに



行政経営研究会の組織と仕組み 第1回行政経営研究会の様子(H26.4.24)-研究会 ·全市町(35)、県の総務部長相当職 (会長は県経営管理部長 副会長は市町より選出) 研究会(部会) 市町・県で 研究成果の公表と ·希望市町·県の実務者等 具体的取組 具体的取組方針の決定 具体的課題の解決に向けた研究 を推進 A ファシリティマネジメントの推進 B 自治体におけるクラウド等ICTの利活用 研究結果の報告受領 C 教育行政のおける市町間連携 D 地方公共団体間の連携 研究会(部会)設置の決定 E 公民連携·協働 行政評価手法の検討(27年度設置) 研究会事務局 ·市長会·町村会の代表市町(1市1町) 課題検討会 ·市長会町村会総合事務局 市町・県の実務者、事務局 ·県(行政改革課・自治行政課) 市町の 検討希望テーマの取りまとめ 検討希望 ・テーマにおける課題の整理、将来的な行政 ・課題検討会を設置、結果取りまとめ テーマ等 課題の検討 ・部会の設置案を研究会に報告 a 社会インフラに係る自治体の体制構築

部会E 公民連携·協働 (経営管理部行政改革課)

26年度の研究結果 部会3回開催、先進事例視察会1回開催

- 〇公民連携・協働に係る分野を2つに整理
 - ①業務一般における連携・協働(業務協働) ②施設における民間能力の活用(施設民活)
- ○ノウハウ・先進事例等の共有

富国有徳の理想郷 – しずおか ふじのくに

- ・先進地視察(西伊豆町における複数施設の一括指定管理)
- ・「関係者リスト」と「優良事例集」の作成等、情報を「見える化」するDBの作成
- ・市町の取組紹介(業務協働:牧之原市・川根本町、施設民活:掛川市)
- ○公民連携・協働を持続させるための手法の研究
 - ①業務協働
 - ・協働を推進・支援する仕組み(プラットホーム)の構築
 - 2施設民活
 - ・指定管理者導入施設が効果を発揮しやすい施設の検討
 - ・民間事業者を確保する方策(複数施設の一括管理、自治体間における共同管理)

①業務協働

- ・住民参加(執行過程)
- 提案型事業(委託)
- •事業協力•連携(共催、協議会等)
- *パブコメ、広聴など単純な「参加」 は本部会の対象外

②施設民活

- ·指定管理者制度
- ・PFI、コンセッション
- サウンディング等

富国有徳の理想郷-しずおか

ふじのくに

V 新たな課題(H26~)と今後の取組

県と市町による検討 (行政経営研究会)

制度導入以来、「利用者の利便性の向上」や「利用者数の増加」など一定の効果 ⇒ 一方、26年度に設置した県と市町による行政経営研究会での検討では、

	内容
課題1	「指定管理者制度の導入効果が施設の種別により差が出る」
課題 2	「応募者が少なく競争性が確保しにくい」、「地域によっては担い手 の確保が困難」
課題 3	「指定管理者のモチベーションを向上させ、更なる利用者サー ビス を展開するための運用改善」

富国有徳の理想郷-しずおか ふじのくに

27

(1) 指定管理者制度の導入効果

課題1

指定管理者制度の導入効果が施設の種別により差が出る

- ・(県) 制度導入全施設で運営状況等の調査を実施 ⇒ 制度導入効果等の分析(26年度)
- ・ (希望市町) 20市町で当該調査の実施 ⇒ 同様の傾向が得られるか分析(27年度)

「指定管理者制度導入施設における運営状況等調査」概要

対象施設数		県	42施設(指定管理者制度導入全施設)	【26年度実施】	
		20市町	262施設	【27年度実施】	
	答	者	施設所管課(指定管理者に確認した上で回答)		
設	:問内	・基礎情報(運営経費、利用者数、収入、利用者満足度等) ・施設の区分(利用者の特定、施設の専門性) ・制度導入によるメリット、デメリットの有無等			度等)

富国有徳の理想郷ーしずおか ふじのくに



分析方法

分析1

制度導入による「主観的メリット」を集計

制度導入による「客観的メリット」を集計

- ① 運営経費の削減
- ② 利用者数の増加
- ③ 収入の増加
- ④ 利用者の満足度

分析 2

施設の特性による分類

		施設の専門性		
		不要	必要	
利用者	不特定	Α	В	
の特定	特定	С	D	



分析 3

区分	主観的メリット※1	客観的メリット※2	施設の種別
Α	○% (●/●)	○% (●/●)	
В	○% (●/●)	○% (●/●)	
С	○% (●/●)	○% (●/●)	
D	○% (●/●)	○% (●/●)	

- ※1「主観的効果」として施設所管 課における5段階評価のうち、 上位2段階を選択した施設数
- ※2 「客観的効果指標」による回答 のうち、半数以上の項目で導 入効果が得られた施設数

29

分析結果

分析1 (主観的メリット) 結果

抽出方法:「主観的効果」として施設所管課における5段階評価のうち、上位2段階を選択した施設数

÷無約≅√無		Ì	県		町
	主観的評価 	施設数	 構成率 	施設数	構成率
ア	 多くのメリットがある 	23	56.1%		22.3%
1	 ある程度メリットがある 	14	34.1%		58.2%
ウ	どちらともいえない	4	9.8%	15	8.1%
I	 あまりメリットがない 	0	0.0%	19	10.3%
オ	まったくメリットがない	0	0.0%	2	1.1%
	dž	41	100%	184	100%

分析1 (客観的メリット) 結果 ※重複施設あり

抽出方法: 「客観的メリット項目」①~④で制度導入前と比較し効果が見られた施設を抽出 (①~③の調査項目は、制度導入前と比較し2年間で効果が得られた施設を抽出)

Ç.	を組むくしいよ項目	分析方法	県		市町	
名	系観的メリット項目	为机力法	施設数	 割合 	施設数	割合
1	運営経費の削減	制度導入前後の運営経費から削減効果が あった施設	29/41	70.7%	52/184	28.3%
2	利用者数の増加	制度導入前後の利用者数から利用者数の増 加があった施設	27/41	65.9%	58/184	31.5%
3	収入の増加	制度導入前後の収入から収入の増加があった施設	20/41	48.8%	75/184	40.8%
4	利用者の満足度	利用者アンケートの回答から利用者満足度 80%以上の施設	24/41	58.5%	32/184	17.4%
	(再掲) ①~④の項目のうち半数以上の項目で導入効果が得られた施設			73.2%	86/184	46.7%
					31	

(参考) 県と市町の調査結果に乖離が見られた要因

考えられる理由1: 施設規模の違い

	対象施設数	合計利用者数(人)	平均利用者数(人)
県	25	6,825,493	273,020
市町	178	10,020,383	56,294

市町と県とで施設規模(利用者)が異なる →規模が大きい県施設の方がメリット発揮しやすい?

考えられる理由2: 公募率の違い

	対象施設数	公募施設数	公募率(%)
県	41	30	73.2%
市町	184	80	43.5%

県の方が公募率が高い →公募事業者の方がパフォーマンスが高い?



分析2 (施設の特性による分類) 結果

・「利用者の特定」と「施設の専門性」

区分	【利用者の特定】 (指定管理者の経営努力等で 利用者増が見込まれるか)		(指定管理者の経営努力等で) 施設の運営にあたり指定管		主な施設の種別
	特定されない	特定される	専門性が不要	専門性が必要	
А	0		0		・体育施設・貸館施設 ・レクリエーション施設 ・観光施設・公園 ・温泉宿泊施設 など
В	0			0	・高齢者デイサービス施設 ・医療施設 ・児童館 ・保育園 など
С		0	0		・漁港 ・地区センター ・高齢者就業支援施設 など
D		0		0	・養護老人ホーム等 ・障害者福祉施設 ・職業訓練施設 など

※【補足】

調査対象施設を「施設の種別」として体系的に整理したため、同じ「施設の種別」の施設でも、異なる区分(A~D)の施設が存在する。

(例:「レクリエーション施設:専門性が不要」としているが、一部施設においては専門的資格を要する施設がある)

33

分析結果のまとめ

【全体】

- ・多くの施設所管課で制度導入によるメリットを感じている。(県:9割、市町:8割)
- ・客観的メリットも生じている。(県:7割、市町:5割)
- ⇒ 制度導入によるメリットが広く生じていると考えられる。
- ※客観的メリット:「①運営経費の縮減」、「②利用者数の増加」、「③収入の増加」、「④満足度80%以上」の客観的効果指標のうち半数以上の項目で効果が得られた施設

【分析3:導入効果の検証】

— ··	県調査結果		市町調査結果		45-70 o 75-704	
区分	【主観的メリット】 (総合的メリット)	【客観的メリット】 (4項目導入効果)	【主観的メリット】 (総合的メリット)	【客観的メリット】 (4項目導入効果)	施設の種別	
Α	96.2%	96.2%	82.6%	49.6%	体育施設、貸館施設、レクリエー	
	(25/26)	(25/26)	(100/121)	(60/121)	ション施設、公園など	
В	60.0%	100.0%	73.3%	53.3%	空港、医療施設、高齢者デイサー	
	(3/5)	(5/5)	(22/30)	(16/30)	ビス、児童館、保育園など	
С	100.0%	0%	84.6%	26.9%	漁港、地区センター、高齢者就業	
	(7/7)	(0/7)	(22/26)	(7/26)	支援施設など	
D	66.7%	0%	57.1%	42.9%	婦人保護施設、障害者福祉施設、	
	(2/3)	(0/3)	(4/7)	(3/7)	職業訓練施設など	
計	90.2% (37/41)	73.2% (30/41)	80.4% (148/184)	46.7% (86/184)	34	

【主観的メリット(総合的メリット)】

結果

『高度な専門性を必要としない施設(A、C区分)』は、施設所管課が感じるメリットが比較的高い値となった。

考えられる 理由

受け手となる指定管理者が一定程度存在しており、また、人材確保等も比較的行いやすいなど、安定した管理運営を行うことが期待できるため。

【客観的メリット(4項目による導入効果)】

結果

『利用者が特定されない施設(A、B区分)』は、**客観的メリットが比較的高い値**となった。

考えられる 理由

指定管理者の創意工夫や経営努力等により利用者数の増加が図られるなど、指定管理者へのインセンティブがはたらきやすいため。

富国有徳の理想郷―しずおか ふじのくに



35

「利用者が特定されない施設」で、かつ「高度な専門性を必要としない施設」(A区分)は、制度導入効果が発揮されやすい施設と考えられる。



一方、「経営努力等によっても利用者の増加が見込みにくい施設」で、かつ「高度な専門性を要する施設」(D区分)では、一定の効果は生じているが、「指定管理者へのインセンティブがはたらきにくい」、「人材確保が困難」などの課題から、制度導入効果が発揮されにくい傾向がある。

今後の取組1

- ・導入効果が発揮されやすい施設には、積極的に制度の導入を検討する。
- ・導入効果が発揮されにくい施設については、上記に挙げた課題等に対応 するよう運用の改善を図るとともに、民間譲渡も含めた最適な管理手法に ついても検討する。

(2) 担い手の確保

課題 2

- ① 募集時に応募者が少なく競争性が確保しにくい
- ② 地域によっては担い手の確保が困難である
- ① 県と市町に共通する課題「公募施設で応募者増の取組」が必要である。

へ 県と希望市町(5市町)で「応募者数の確保」に向け、「企業等への施設紹介フェア」 、を初めて開催。(実施日:平成27年8月3日))

② 地域によっては**担い手の確保が難しく**、指定管理者が参入しやすい環境整備の検証を行う必要がある。



県と市町による「応募者数の増加に向けた取組 『企業等への施設紹介フェア』を実施

37

実施概要

実施日	平成27年8月3日(月) グランシップ1001-1会議室(静岡市駿河区池田)		
	民間事業者	54団体(102人)	
参加者	自治体	1県2市3町 掛川市、菊川市、松崎町、清水町、川根本町、及び静岡県 (研究調整課、港湾企画課、公園緑地課)	
実施内容	(1)自治体担当者による施設プレゼンテーション (2)個別ブースでの施設PR (3)企業等と自治体担当者による合同意見交換会 ※ コメンテーター:(一社)指定管理者協会 事務局長 岡部 禎之 氏		

当日の模様

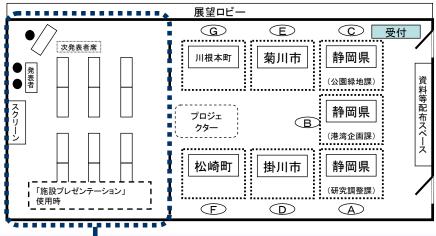


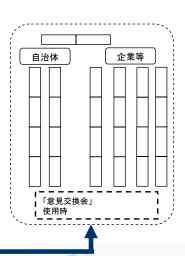




「プレゼンテーション」 **「** 「意見交換会」エリア

「個別ブース」エリア





富国有徳の理想郷 – しずおか

ふじのくに

39

個別ブースPR施設

1県2市2町 24施設

	自治体名	対象施設
Α	静岡県 研究調整課	水産技術研究所浜名湖分場浜名湖体験学習施設ウォット
В	静岡県 港湾企画課	清水港臨港交通施設 (日の出駐車場)、清水港港湾環境整備施設 (日の出 緑地及び遊歩道)、清水港旅客施設 (待合所)、清水港港湾管理施設 (港 湾関連団体用業務室)、静岡県清水港湾交流センター
С	静岡県 公園緑地課	草薙総合運動場、遠州灘海浜公園、愛鷹広域公園、小笠山総合運動公園、吉田公園
D	掛川市	健康ふれあい館(大東温泉シートピア)、大東児童館、大須賀児童館、老人福祉 センター山王荘、大須賀老人福祉センター、生涯学習センター、美感ホール、文化会 館シオーネ
Е	菊川市	菊川文化会館アエル
F	松崎町	宿泊施設
G	川根本町	ウッドハウスおろくぼ、緑の伝習館、テニスコート

富国有徳の理想郷一しずおか

ふじのくに

「合同意見交換会」参加者の意見

	民間事業者等	自治体
	・応募時の <u>所在地要件は廃止を</u>	・ <u>「所在地による制限」は撤廃</u> した
手続き上の課題	・地域外の事業者を排除するのではなく 地元業者に 「加点」する方法 の検討を	・拠点が近くにあるというのは危機管理 上も重要なポイント
民間ノウハウの活用	・「現指定管理者の情報公開」 <u>(「業者に</u> とって不利益となる情報」)の取扱い	・情報公開請求を求められた時に公表 できるものを公表している
	・ <u>自主事業に対する考えの緩和</u> を	どこまで緩和するかは、個々の施設に よる協議によるところが大きい
センギの弦句	・複数の施設を <u>一括して管理</u> する方が、 <u>工夫の余地も広がる</u>	・ 既存公社とのコンソーシアムの可能性 はあるか →ある(企業)
担い手の確保	・共同管理や一括管理に 全く違和感を 感じていない	他の自治体と共同管理 おどの手法を 考えていく必要がある

富国有徳の理想郷-しずおか ふじのくに



41

(参考) 報道関係等

•新聞報道等

報道機関	掲載日	内容
静岡新聞	平成27年6月20日	「指定管理者確保へ施設PR」
静岡新聞	平成27年7月10日	「指定管理者確保へ 静岡で合同フェア」
時事通信	平成27年7月23日	「県・市町合同で指定管理者施設フェア」
静岡新聞	平成27年8月7日	「指定管理者担い手確保 事業者と意見交換」

•書籍等

書籍等	掲載日	内容	
月刊ガバナンス	2015.10月号	指定管理者募集施設の紹介フェアを開催	
(一社)指定管理者協会 平成27年度提言	2015年9月	民間事業者への公の施設紹介フェアの開催 (静岡県)	

・その他

- ・一般財団法人地域総合整備財団主催「平成27年度指定管理者実務研究会」にて事例発表を実施(平成27年9月14日)
- ・都市経営総合研究所より「自治体ユニーク先進事例集(㈱ぎょうせい刊)」への掲載のため、事例報告の依頼を受ける。

参加者アンケートの主な結果

参加者数54団体【回答数51団体(アンケート回答率 94.4%)】

(1) フェアに参加した感想はいかがでしたか。

区分	回答数	回答率
また参加したい	3 8	75%
どちらとも言えない	1 3	25%
参加したくない	0	0 %
合 計	5 1	100%

(2) 今後、指定管理者の募集に応募したいと思いますか。

区分	回答数	回答率
とてもそう思う	3 3	65%
そう思う	1 4	27%
どちらとも言えない	2	4 %
あまり思わない	2	4 %
まったく思わない	0	0 %
合 計	5 1	100%

小計 92%

(3) その他、自由意見

- ・自治体と民間事業者が指定管理者制度について意見交換をするのは日本で初めてだと思う、自治体の 姿勢が感じられ大変ありがたい
- ・「民間の力を活用して維持管理費を安くする」から「施設の活性化、利用者サービス向上のため民間の力を発揮する」という発想の切り替えが必要
- ・指定管理を始めた頃と比較し、地域との密着度の高まりを感じる

今後の活用

民間事業者等及び自治体の意見を参考に、より民間事業者等が応募しやすい仕組み について、行政経営研究会等で検討する。

富国有徳の理想郷ーしずおか

ふじのくに

43

満足度の向上が見込まれる施設には積極的に指定管理者制度を導入していくとともに、コンセッション方式など新たな手法の導入検討を進めることとしている。

県では、民間事業者等の創意工夫が発揮されやすく、利用者の増加や

今後の取組2

- ① 県と市町との連携による「企業等への施設紹介フェア」の継続実施を 検討する。
- ②「複数施設の一括管理」、「自治体間の共同管理」の手法や、PFI、コンセッション(公共施設等運営権制度)など様々な民活手法について市町とも連携して研究を進める。

(参考)総務省「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について (平成27年8月28日付総行経第29号) 「複数施設の一括指定など、スケールメリットを活かすことで指定管理者の裁量を増大させる取組(中略)など、 指定管理者が参入しやすくなるような環境整備も含め検証すること。」

富国有徳の理想郷―しずおか よじのくに



県と市町による「様々な民活手法の研究(勉強会)」(平成28年2月19日実施予定)

1 目的

各自治体において、公の施設の最適な管理運営手法の検討や、手法の導入を検討する際の参考となるよう、指定管理者制度を含む、様々な民活手法について研究を行う。

2 開催概要

(1) 開催日: 平成28年2月19日(2) 参加者: 県及び市町担当職員

(3) 勉強会の内容

テーマ		内容		時間	
		PFI、コンセッションについて	静岡県 管財課	30分	
手法の	概要説明等	指定管理者制度(一括管理)について	 静岡県 行政改革課	15分]
		その他	静岡宗 11以以半球	1577	
	指定管理者制度 (共同管理)	コンベンションぬまづ	静岡県 観光政策課	25分	
事例 研究	PFI 指定管理者制度	清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業	静岡市 文化振興課	25分	
	コンセッション	国立女性教育会館	静岡県 行政改革課	25分	
意見交換		参加者による意見交換	静岡県 行政改革課	30分	
				150分]_

(3) 指定管理者の能力の一層の活用

課題3

指定管理者のモチベーションを向上させ、更なる利用者サービスを展開するための運用改善

<現状に対する課題>

- ① 更新を繰り返すごとに、指定管理料が縮減される一方となっていないか
- ② 指定管理者へのインセンティブの付与と、全施設の統一的な評価手法の検討
- ③ 自主事業に対する規制をできる限り取り除くなど民間ノウハウのより一層活用

以下について、具体的取組の検討を進める。

① 適正な指定管理料の算定

・経営努力による削減分は次期更新時の指定管理料に含めない (減額しない) 手法等の検討

今後の取組3

② 指定管理者へのインセンティブ付与と統一的評価手法

- ・類似施設間の相対的評価手法の検討
- ・次期指定管理者に求めるサービスのレベルを指定管理料に反映させる手法の検討

③ 自主事業に対する考えを整理

- ・指定管理者の裁量を発揮しやすい仕組みの検討
- ・全国の優れた事例の共有化

(参考)「行政経営研究会 公民連携・協働部会」における今後の研究

行政経営研究会では、より一層の民間ノウハウの活用や、効果的な制度運用を図るため検討を行い、その結果を、県及び各市町が有する制度運用指針へ反映(見直し)することとしている。

行政経営研究会で検討を予定している項目

検討項目	検討内容
選定手続きの明確化	・審査手続き等の明確化(施設の設置目的に対し指定 管理者に求めるノウハウを明確化)
所在地要件に対する考え	・所在地要件の考え(制限の必要性) ・加点方式の検討
指定管理料の削減	・経営努力による削減分を指定管理料に反映させない (減額しない)手法等の研究
自主事業の考え	・自主事業の考えを整理(民間ノウハウの一層の活用)
指定期間の考え	・目安となる標準的期間(例:5年)の検討
「事業計画」及び「実績評価」の仕組み	・統一的基準(標準的考え)を整理
モニタリング	・モニタリング制度の仕組みを検討
制度導入効果	・導入効果が発揮されやすい施設への積極的導入



「指定管理者制度運用検討ワーキンググループ(仮称)」研究の進め方

1 設置の目的

指定管理者制度において、民間の創意工夫を最大限に活用する制度運用や、民間事業者等が参入しやすい環境整備について検討するため、県と希望市町によるワーキンググループを設置する。

2 検討結果の活用

地域の実情を踏まえつつ、各自治体が運用指針等へ反映させる上で参考となる「記載例」を策定し、各自治体の判断に基づき運用指針等へ反映する。

3 ワーキンググループ作業スケジュール(予定)

各自治体へWG参加希望・検討事項等を照会	県	U20 2日士元	
検討事項の取りまとめ ⇒ 部会へ報告・協議	部会	H28.3月まで	
(第1回WG) 制度運用上の課題意識の確認、意見交換等			
各自治体へ制度運用状況を照会	WG	H28.4月から	
(第2回WG) 「記載例」の策定	WG	H28秋頃 (予定)	
WGで策定した「記載例」を部会へ報告、協議			
各自治体の判断に基づき運用指針等へ反映	各自治体	随時	

施設名	所在地	施設の概要
森林公園森の家施設	浜松市浜北区根堅	管理研修棟、宿泊棟、多目的ホール、多目的研 修棟、レストラン棟、駐車場、その他附帯施設
森林公園施設	浜松市浜北区尾野ほか	ビジターセンター、木工体験館、その他の施設
県民の森施設	静岡市葵区岩崎	キャンプ場、その他の施設
家畜共同育成場	伊豆市湯ヶ島	天城放牧場、天城哺乳場、管理棟、バイオマスモデル施設
産業経済会館	静岡市葵区追手町	鉄骨鉄筋コンクリート造地上7階地下1階、立体駐 車場
三ケ日青年の家	浜松市北区三ケ日	宿泊施設、ログハウス

指定管理者制度全般に関する情報は静岡県のホームページからも御覧いただけます。 URL: https://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-030a/4-7.html

富国有徳の理想郷ーしずおか

ふじのくに

49

(参考資料2) 指定管理者制度導入施設一覧(43施設)

(平成27年4月1日時点)

No	施設名	開始	終了	指定 期間	現指定管理者	募集方法	※利用料金	施設所管課
1	男女共同参画センター	25	29	5年	あざれあ交流会議グループ	公募	併	男女共同参画課
2	森林公園森の家施設	24	28	5年	(株)ヤタロー	公募	併	環境ふれあい課
3	森林公園施設	24	28	5年	(一社)フォレメンテあかまつ	公募	_	
4	県民の森施設	24	28	5年	井川森林組合	公募	併	
5	コンベンションアーツセンター	24	28	5年	(公財)静岡県文化財団	単独	併	文化政策課
6	舞台芸術公園	24	28	5年	(公財)静岡県舞台芸術センター	単独	_	
7	コンベンションぬまづ	26	30	5年	コングレ・コンベンション静岡グループ	公募	併	観光政策課
8	静岡空港	26	30	5年	富士山静岡空港(株)	単独	併	空港運営課
9	婦人保護施設清流荘	26	30	5年	(福)葵寮	単独	-	こども家庭課
10	総合社会福祉会館	26	30	5年	(福)静岡県社会福祉協議会	単独	併	地域福祉課
11	富士見学園	21	30	10年	(福)あしたか太陽の丘	公募	_	障害者政策課
12	総合健康センター	27	31	5年	シンコースポーツ・静岡ビル保善グループ	公募	併	健康増進課
13	水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設(ウォット)	23	27	5年	日本海洋調査(株)	公募	併	研究調整課
14	沼津労政会館	27	31	5年	日本環境マネジメント株式会社		併	
15	静岡労政会館	27	31	5年		公募	併	労働政策課
16	浜松労政会館	27	31	5年			併	
17	家畜共同育成場	24	28	5年	(公社)静岡県畜産協会	公募	併	畜産課
18	産業経済会館	24	28	5年	静岡ビル保善(株)	公募	併	商工振興課
19	浜松内陸コンテナ基地	23	27	5年	(公財)静岡県コンテナ輸送振興協会	公募	利	企業立地推進課
20	稲取漁港の漁港施設の一部(プレジャーボート関係事務のみ)	24	28	5年	伊豆漁業協同組合	単独	利	港湾企画課
21	静浦漁港の漁港施設の一部(同上)	24	28	5年	静浦漁業協同組合	単独	利	
22	焼津漁港(焼津地区)の漁港施設の一部(同上)	24	28	5年	焼津漁業協同組合	単独	利	
23	焼津漁港(小川地区)の漁港施設の一部(同上)	24	28	5年	小川漁業協同組合	単独	利	
24	網代漁港の漁港施設の一部(同上)	24	28	5年	いとう漁業協同組合	単独	利	
25	妻良漁港の漁港施設の一部(同上)	24	28	5年	伊豆漁業協同組合	単独	利	

No	施設名	開始	終了	指定 期間	現指定管理者	募集 方法	※利用 料金	施設所管課
26	清水港臨港交通施設 (日の出駐車場)	23	27	5年	日の出ドリームパーク	公募	利	港湾企画課
27	清水港港湾環境整備施設(日の出緑地及び遊歩道)	23	27	5年			利	
28	清水港旅客施設 (待合所)	23	27	5年			利	
29	清水港港湾管理施設(港湾関連団体用業務室)	23	27	5年			利	
30	清水港湾交流センター	23	27	5年			利	
31	浜名港プレジャーボート係留施設	27	31	5年	(公財)浜名湖総合環境財団	公募	利	
32	富士山こどもの国	27	31	5年	小泉アフリカ・ライオン・サファリ(株)	公募	併	公園緑地課
33	草薙総合運動場	23	27	5年	静岡県体育協会グループ	公募	_	
34	遠州灘海浜公園	23	27	5年	天龍造園建設グループ	公募	併	
35	愛鷹広域公園	23	27	5年	(株)日産クリエイティブサービス	公募	併	
36	小笠山総合運動公園	23	27	5年	静岡県サッカー協会グループ	公募	併	
37	吉田公園	23	27	5年	NPO法人しずかちゃん	公募	併	
38	浜名湖ガーデンパーク	27	31	5年	浜名湖えんてつグループ	公募	併	1
39	朝霧野外活動センター	27	31	5年	日本キャンプ協会グループ	公募	併	- 社会教育課
40	三ケ日青年の家	26	28	3年	三ケ日フィールドパートナーズ	公募	併	
41	県立水泳場	25	29	5年	静岡県体育協会グループ	公募	併	
42	富士水泳場	25	29	5年	静岡ビル保善(株)	公募	併	スポーツ振興課
43	武道館	25	29	5年	静岡県体育協会グループ	公募	併	

※利用料金 「利」: 利用料金制度のみ 「併」: 利用料金制度と指定管理料の併用 「一」: 指定管理料のみ

富国有徳の理想郷-しずおか

ふじのくに

